

令和3年9月27日

## 懲戒処分の公表

次のとおり懲戒処分を行いましたので、公表します。

1 処分対象者

総務部参事（前・会計管理者） 60歳

2 事案の概要

令和3年8月17日（火）午後零時34分頃、酒を飲んだ状態で自家用車を運転し、袖ヶ浦市吉野田の変形五差路交差点において、県道君津平川線を横断しようとして一時停止中に、左方道路の安全確認不十分のまま発進して同車線に進入し、折から走行してきた大型貨物自動車に衝突して、相手方に加療約2週間を要する傷害を負わせた。

飲酒運転により人身事故を起こすことは、管理職としてあるまじき行為であり、極めて重大な信用失墜行為にあたることから、懲戒免職処分とした。

3 処分内容

懲戒免職

4 処分年月日

令和3年9月27日